

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1 総合口座取引 (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。 a 普通貯金 b 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。） c <u>b</u>の定期貯金を担保とする当座貸越 (2) （省略） (3) 第1項 <u>a</u>、<u>b</u>の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取り扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。 2 取扱店の範囲 (1) （省略） (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は本店で取り扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは本店のほか、当会のどこの店舗でも取り扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、本店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店（所）および当会が提携した県内外の農業協同組合<u>においても</u>取り扱います。 3～4 （省略） 5 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>a</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 a 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取り扱います。 a 定額型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）から スウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1 総合口座取引 (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。 <u>①</u> 普通貯金 <u>②</u> 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。） <u>③</u> <u>第2号</u>の定期貯金を担保とする当座貸越 (2) （省略） (3) 第1項<u>第1号</u>、<u>第2号</u>の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取り扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。 2 取扱店の範囲 (1) （省略） (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は本店で取り扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは本店のほか、当会のどこの店舗でも取り扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、本店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店（所）および当会が提携した県内外の農業協同組合<u>でも</u>取り扱います。 3～4 （省略） 5 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>①</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>①</u> 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取り扱います。 <u>①</u> 定額型 <u>(追加)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）から スウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率

改正後	改正前
とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>b</u> 残高型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 <u>a</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。 <u>b</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。 (4) ～ (6) (省略) (7) <u>a</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>b</u> 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。 6 (省略) 7 当座貸越 (1) ～ (2) (省略) (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受け入れまたは振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項 <u>a</u> の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 8 貸越金の担保 (1) (省略) (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項 <u>a</u> の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金为数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。	とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>②</u> 残高型 <u>(追加)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 <u>①</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。 <u>②</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。 (4) ～ (6) (省略) (7) <u>①</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>②</u> 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。 6 (省略) 7 当座貸越 (1) ～ (2) (省略) (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受け入れまたは振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項 <u>第1号</u> の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 8 貸越金の担保 (1) (省略) (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項 <u>第1号</u> の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金为数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。

改正後	改正前
(3) <u>a</u> 貸越金の担保となっている定期貯金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金の金額または（仮）差押にかかる定期貯金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。 <u>b</u> 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。 9 貸越金利息等 (1) <u>a</u> 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年1月と7月の当会所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組み入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 <u>(a)</u> 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率 <u>(b)</u> スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合 そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 <u>(c)</u> 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合 その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 <u>(d)</u> 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 <u>b</u> 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当会からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。 <u>c</u> この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、<u>a</u>にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 (2) (省略) 10～12 (省略) 13 盗難通帳による払戻し等 (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。	(3) <u>①</u> 貸越金の担保となっている定期貯金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金の金額または（仮）差押にかかる定期貯金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。 <u>②</u> 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。 9 貸越金利息等 (1) <u>①</u> 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年1月と7月の当会所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組み入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 <u>A</u> 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率 <u>B</u> スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合 そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 <u>B</u> 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合 その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 <u>D</u> 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率 <u>②</u> 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当会からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。 <u>③</u> この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、<u>第1号</u>にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 (2) (省略) 10～12 (省略) 13 盗難通帳による払戻し等 (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

改正後	改正前
<u>a</u> 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること <u>b</u> 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること <u>c</u> 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>き</u><u>ます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) （省略） (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること <u>(a)</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと <u>(b)</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと <u>(c)</u> 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと <u>b</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと (5) ～ (7) （省略） 14 即時支払い (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当会からの請求がなくても、それらを支払ってください。 <u>a</u> 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき <u>b</u> 相続の開始があったとき <u>c</u> 第9条第1項<u>b</u>により極度額をこえたまま6か月を経過したとき <u>d</u> 住所変更の届出を怠るなどにより、当会において所在が明らかでなくなったとき (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当会からの請求がありしだい、それらを支払ってください。 <u>a</u> 当会に対する債務の一つでも返済が遅れているとき	<u>①</u> 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること <u>②</u> 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること <u>③</u> 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) （省略） (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること <u>A</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと <u>B</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと <u>C</u> 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと <u>②</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと (5) ～ (7) （省略） 14 即時支払い (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当会からの請求がなくても、それらを支払ってください。 <u>①</u> 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき <u>②</u> 相続の開始があったとき <u>③</u> 第9条第1項<u>第2号</u>により極度額をこえたまま6か月を経過したとき <u>④</u> 住所変更の届出を怠るなどにより、当会において所在が明らかでなくなったとき (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当会からの請求がありしだい、それらを支払ってください。 <u>①</u> 当会に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

改正後	改正前
<u>b</u> その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき 15 （省略） 16 解約等 （1）～（2） （省略） （3） 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <u>a</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 <u>b</u> この貯金の貯金者が第 18 条第 1 項に違反した場合 <u>c</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <u>d</u> この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>e</u> <u>a から d</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 （4） この貯金口座は、<u>a、b(a)から(f)</u>および<u>c(a)から(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a、b(a)から(f)</u>または<u>c(a)から(e)</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>a</u> 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>b</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為	<u>②</u> その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき 15 （省略） 16 解約等 （1）～（2） （省略） （3） 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <u>①</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 <u>②</u> この貯金の貯金者が第 18 条第 1 項に違反した場合 <u>③</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <u>④</u> この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>⑤</u> <u>①～④</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 （4） この貯金口座は、<u>第 1 号、第 2 号 A から F</u>および<u>第 3 号 A から E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 1 号、第 2 号 A から F</u>または<u>第 3 号 A から E</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>①</u> 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>②</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為

改正後	改正前
<u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 (5) ～ (6) (省略)	<u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 (5) ～ (6) (省略)
17 差引計算等 (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当会は次のとおり取り扱うことができるものとします。 <u>a</u> この取引の定期貯金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期貯金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。 <u>b</u> 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。 (2) (省略) (3) 第1項 <u>a</u>および <u>b</u>により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	17 差引計算等 (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当会は次のとおり取り扱うことができるものとします。 <u>①</u> この取引の定期貯金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期貯金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。 <u>②</u> 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。 (2) (省略) (3) 第1項 <u>第1号</u>および <u>第2号</u>により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
18～19 (省略)	18～19 (省略)
20 保険事故発生時における貯金者からの相殺 (1) (省略) (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。 <u>b</u> 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。 <u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> 定期貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして利率は約定利率を適用するものとします。 <u>b</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。	20 保険事故発生時における貯金者からの相殺 (1) (省略) (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。 <u>②</u> 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。 <u>③</u> <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> 定期貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして利率は約定利率を適用するものとします。 <u>②</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

改正後	改正前
(4) (省略) 21～23 (省略) 以上 (2026 年 7 月 1 日現在)	(4) (省略) 21～23 (省略) 以上 (2025 年 4 月 1 日現在)